目 次

則

規

則の一部を改正する規則 岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規

告 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

土地改良区の解散

岐

正

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則中訂正

目次中訂正

揖斐都市計画道路事業の周知

(法務・情報公開課 入 道路の供用開始

道路の区域変更

公

示

同 (環境生活政策課)

通 課 三九

公 [,] 課

四〇

四〇

(地域福祉国保課) 三へ

路 維 持 課 兲 兲

同 道

三九

整 流 備課 三九

地

三九

商

業

九

路

街

第 千 四 百 + ≡

号

平成二十五年一月二十二日

則

規

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成二十五年一月二十二日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第一号

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規

第百二十九号)の一部を次のように改正する。 岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則(平成十七年岐阜県規則

第六条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

を乗じて得た額 イ、口及び八に掲げる額の合算額から二に掲げる額を控除して得た額に百分の二

省令第四条第二項から第七項までの規定を適用した同条第一項第一号イの規定

により算定した額

第四条第二号の額

第四条第三号の額

二 当該年度の法第七十二条の三第一項及び法附則第二十四条第一項の規定による

繰入金の二分の一に相当する額

附則第三項中「規定」の下に「(第六条第九号口に規定する場合を含む。)」を加える。 公布の日から施行し、改正後の岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に

平成二十五年一月二十二日

この規則は、

発行 

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

用を開始するので告示する。

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、平成二十五年一月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路

岐阜県告示第三十六号

(38)

శ్ 関する条例施行規則の規定は、平成二十四年度分の予算に係る県調整交付金から適用す

告

示

岐阜県告示第三十五号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十五年一月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十五年一月二十二日

岐阜県知事 古 田

県道		類の道 種路
多土武 治 岐並 息線		路 線 名
地先) まで 公有無番地先 (七〇番一 同 市同 町三丁目官	番治 一見 地前 た畑	区間
後	前	別前変区 後更域
       	・ ニ す	ル (
<b>☆</b>	六八一	ル <sub>(</sub> メート 長
六一	<b>☆</b>	ルジェ

岐阜県告示第三十七号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十五年一月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十五年一月二十二日

岐阜県知事 古 田

間	I	
(メート	延長	
]	供 用 開 始	
変決(備 更定区 の又域 告はの考		

## 平成二十五年一月二十二日

岐阜県知事 古 田

県道	類の道 種路
洞田	路
線	線 名
番五地先まで 同 市同 字丸尾山八三四 三地先から 下呂市蛇之尾字洞戸五〇八番	区
0 -1.110 - 1	ル (メート ト長
票 <b>平成</b> ○三 □○二 平成	の期日
二 <b>平</b> 一 <b>成</b> 二	ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考

県道	類の道 種路
停富大 車 平 場加賀 線	路線
	名
六番地先まで 同 郡同 町同 番二地先から 加茂郡富加町大山	区
同字同一八	
一	間
一型六 ()	ル (メート ト長
<b>三平</b> ・成 ・ 三	の期日
三 <b>平</b> • <b>成</b> □ 六	ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考

示

公

## 特定非営利活動法人の設立認証申請

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利

平成二十五年一月二十二日

岐阜県知事 古 田

四三 特定非営利活動法人の名称 申請のあった年月日 特定非営利活動法人飛騨市・白川郷自然案内人協会 平成二十四年十二月十一日

代 氏 影山 節子

五 定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 この法人は青少年を含めた一般市民に対して、地域の 岐阜県飛驒市河合町角川二二三番地

かな人間性を創造する生涯教育等の一役を担い、持続可 人と人、人と自然のふれあいを促進することによって豊 自然および文化資源を活かした様々な体験活動を通じ、

能な地域社会の実現のための環境保全活動の参画をもっ て内外交流の推進と地域の活性化に寄与することを目的

## 特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十五年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肈

特定非営利活動法人の名称 申 請のあった年月日 平成二十四年十二月二十日 特定非営利活動法人神岡・町づくりネットワーク

> 五四三 表 の 氏 名 鈴木 進悟

主たる事務所の所在地 岐阜県飛驒市神岡町殿一八〇番地二五

定款に記載された目的 を活かして、新しい時代への継承と、交流人口の増加を 活動の推進を図り、歴史や文化を基軸とした資源の活用 目指し、自然と共生する豊かなコミュニティづくりの形 携を図り支援することで、市民の自発的・自主的な社会 及び個人に対し、自らの団体と共に相互の情報交換や連 この法人は、市民活動や市民事業を行おうとする団体

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

成に寄与することを目的とする。

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模

課において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十五年一月二十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通

平成二十五年一月二十二日

岐阜県知事 古 田

建物の名称及び所在地 意見の概要 大垣市高屋町一丁目五六番地 ヤナゲン大垣本店

土地改良区の解散

意見なし (届出事項

変更

土地改良区は解散したので、同条第三項の規定により公示する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第一項の規定により、次の

平成二十五年一月二十二日

岐阜県知事 古 田

岐阜県 施行者の名称

三・四・三号

Ξ

事務所の所在地

四

事業地の所在

平成二十五年一月二十二日発行

岐 岐

の、「第四章第一節第三十二款」は「第四章第三節第三十二款」の、「第四章第一節第三 規則第七十四号)三頁下段中「第四章第一節第三十一款」は「第四章第三節第三十一款」

十三款」は「第四章第三節第三十三款」の誤り。

(原稿誤り)

正

誤

使用の部分 なし

庁 県

発 発 行 行

所者

岐阜市薮田南二丁目一番一号

路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。 平成二十四年十一月一日号外□ 岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則 (岐阜県 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画道 収用の部分(岐阜県揖斐郡大野町大字相羽字五平、字四丁目、字古市場及び字乱戸 都市計画事業の種類及び名称 平成二十五年一月二十二日 岐阜市薮田南二丁目一番一号(岐阜県都市建築部街路公園課 揖斐都市計画道路事業 揖斐都市計画道路事業の周知 並びに大字六里字東河原及び字一ノ坪地内 大野揖斐川線 岐阜県知事 古 田

(校正誤り)

帷

子

土

地

改

良

X

平成二五・

<u>·</u>

土

地

改

良

X

名

解

散

認 可

年 月 日

者となる施設の所在地の変更」の誤り。 説会等を開催することができる施設の所在地の変更」は、「施設の長が不在者投票管理 平成二十四年十二月七日第二千四百二号 目次七八九頁上段前から九行目中「個人演

集 岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社

編